【テーマ2】 健康寿命の延伸と保健ガバナンスの強化

めざす方向

- ○「大阪府健康づくり推進条例(*19)」、「大阪府受動喫煙防止条例(*20)」、第 3 次大阪府健康増進計画をはじめとする健康づくり関連 4 計画(*21)に基づき、多様な主体との連携のもと、「第 2 期健康寿命延伸プロジェクト」をはじめ、受動喫煙(*22)防止対策や市町村の保健事業に対する支援、がん・生活習慣病対策を一体的・総合的に推進します。
- ○国民健康保険の財政運営の責任主体として、「被保険者間の受益と負担の公平性の確保」と「保健事業の推進」に係る取組を進め、保険財政の安定的運営を図り、持続可能な制度をめざします。
- ○第3期大阪府医療費適正化計画(*23)に基づき、後発医薬品の利用促進や保険者協議会を通じて保険者間の連携を強化し、医療費適正化を推進します。 (中長期の目標・指標)

<何をどのような状態にするか(目標)>

- ・健康づくりに対する府民の意識向上と生活習慣病の早期発見・早期治療により健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図ります。
- ・第3期大阪府医療費適正化計画、「大阪府国民健康保険運営方針(*24)」に掲げた取組の推進等により、保健ガバナンスの強化を図ります。
- ・第3期大阪府医療費適正化計画に則し本府の後発医薬品の使用割合を令和5年度末までに80%以上にします。

ライフステージに応じた健康づくりの推進

く今年度何をするか(取組の内容、手法・スケジュール等)>

■府民の健康づくりへの気運醸成

- ・民間企業等と連携し、「健活 10」〈ケンカツ テン〉(*25)を 活用した府民の健康づくり気運の醸成を図る。
- ・健康づくり推進条例に基づく健康づくりの推進体制として、 多様な主体が参画する「健活おおさか推進府民会議」を設 置。

(スケジュール)

[健活 10 を活用した気運醸成]

H31年4月~: 随時実施

[健活おおさか推進府民会議]

R 元年9月頃: キックオフ会議を開催(日本健康会

議との共催)

◇成果指標(アウトカム)

(定性的な目標)

・府民の健康への関心度の向上 「関心がある」87.4%(H27)→100%(R5) (大阪版健康・栄養調査)

<進捗状況(R2.3 月末時点)>

- ○「健活 10」の活用による気運醸成
- ・企業との連携イベント等における周知啓発の実施 (主な内容)
- ▶「健活 10 lのポスターやのぼりの掲示
- 動画の放映
- ・チラシやグッズの配布等(健活10チラシ約1万5千 部配布)
- ・9 月~11 月を「おおさか健活フェスタ 2019」と題し、 健康イベント情報誌(80 の健康イベントを掲載)や 健康アプリ「アスマイル」の活用冊子を制作(約1万部 発行、健康イベントの総参加者約7万6千名)
- ・企業や団体における「健活 10」ロゴの活用促進(25 団体が使用を申請)
- ○「健活おおさか推進府民会議」の設置・開催
- ・7 月に「健活おおさか推進府民会議」を設置。企業や保健医療関係団体等を中心に114 団体が入会。
- ・9 月にキックオフ会議を開催(日本健康会議との共催)。厚労省や経産省、専門医からの講演のほか、 首長や企業代表者等からの取組み事例発表等を実施(約800人来場)

| |

■「第2期健康寿命延伸プロジェクト」による取組推進

・市町村や医療保険者、民間企業等の多様な主体と連携・協働し、若い世代・働く世代・高齢者、それぞれのライフステージに応じた健康づくりの取組みをオール大阪で総合的に推進。

(スケジュール)

[大学との連携:健康キャンパス・プロジェクト(*26)]

R 元年 5月~: 大学ごとに順次実施(10大学)

R 元年秋頃: ネットワークの構築

[中小企業等が取り組む健康経営(*27)への支援]

·健康経営ナビゲーター派遣 (10~20 社)

R元年5月~:派遣企業募集·随時派遣開始

・健康経営セミナー (対話型2回、講座型3回)

R元年8月~:対話型、R2年2月~:講座型

・大阪府健康づくりアワード(*28)(応募 45 団体程度)

R元年7月~9月頃:参加者募集

R2年1月頃:表彰団体決定、表彰式開催

[女性の健康づくり支援]

・女性のための健活セミナー(5回)

R 元年 8 月~: セミナー開催

・商業施設への乳がん検診車派遣(商業施設2か所程度)

R元年8月~:検診車派遣開始

[健康格差解決プログラム開発(健診・保健管・フレイル予防)] H31年4月~: 市町村、関係団体と調整後、順次開始 【参考】おおさか Q ネットによる調査(H30)

- ・府民の健康への関心度 79.5%
- ・「健活 10 |の認知度 13.1%

◇成果指標(アウトカム)

(定性的な目標)

・健康キャンパス・プロジェクトに取り組む大学における健康へ の関心度の向上

・「健康経営」に取り組む中小企業(健康宣言企業)数の増加(協会けんぽ)

健康宣言企業数

142 企業(H30.3)→2000 企業(R5)

・民間企業との連携により、ウォーキングやヘルシーメニュ ーコンテスト等のイベントを開催し、健康づくりの気運を 醸成。

【参考】おおさか Q ネットによる調査(R1)

- ・府民の健康への関心度 90.1%
- ・「健活 10 |の認知度 18.9%

- ○健康キャンパス・プロジェクトの推進
- ・関心度向上に向け、大学と連携した健康セミナー等を実施(10大学)

(主な内容)

- ・食生活や喫煙等、大学が抱える健康課題をテーマに した健康セミナー(参加者のベ 1,470 名)
- ・女子学生等を対象にした子宮頸がんのセミナー及び 無料検診(検診受診者 66 名)
- 大学ゼミと企業との産学官連携による百貨店での ヘルシーメニュー(3品)を開発(約500食販売)
- ・大学食堂でのオリジナル V.O.S.メニューの開発・提供
- ○中小企業等が取り組む健康経営への支援
- ・中小企業診断士や保健師等の健康経営の専門家である「健康経営ナビゲーター」の派遣を通じ、中小企業の健康経営の取組みを支援(11社)
- ・ワークショップ形式 (2回) と講座形式 (1回) の 「健康経営セミナー」を開催 (11 月~2月、参加者計 223名)
- ・従業員の健康づくりにつながる好事例を表彰・情報 発信する大阪府健康づくりアワードを実施(応募8月 ~11月、表彰2月)

(応募数) 職場部門 31 団体、地域部門 19 団体 (表彰数) 職場部門 9 団体、地域部門 7 団体

·健康宣言企業数 1132 企業 (R2.3)

・府民の健康への関心度の割合増加(再掲)

・モデル市町村における特定健診受診率の向上

■健康づくり支援プラットフォーム(*29)の本格実施

- ・府民の健康づくりに対する意識の向上と実践を促すため、 健康アプリ「アスマイル」によるインセンティブを活用した健康 づくり事業を府内全市町村で実施。
- ・より効果的な保健事業の開発につなげるデータ構築を行う ため、データ収集やデータ分析の手法について専門家による 検討会議の立ち上げ検討。

(スケジュール)

[健康づくり支援プラットフォーム]

R 元年 10 月~: 府内全市町村で本格運用

[データ活用の検討会議]

R元年5月~:会議設置・検討

◇成果指標(アウトカム)

(定性的な目標)

・府民へポイント還元による健康づくり活動への動機づけを 行い、継続的に自発的な行動を促進。

- ○女性の健康づくり推進
- ・女性のための健活セミナー 女性の健康課題(食生活/運動/がん/ホルモン 等)をテーマに5回開催(8月~11月、参加者約660名)
- ・商業施設への乳がん検診車派遣
- ・イオンモール日根野にて実施(10月)
- イオンモールりんくう泉南にて実施(11月) 検診受診者計 120 名
- ○健康格差解決プログラム開発(健診・保健指導・フレイル予防)
- ・特定健診:歯科医師会等と連携し、モデル地区(4 市) で受診勧奨プログラムを展開し、その成果を取りまとめ (11 月~2月)
- ・保健指導:効果的な保健指導の検証事業に7市町が参加(8月~) し、その成果を取りまとめ
- ・フレイル予防:特定健診とフレイルチェックの同時実施や、保健指導の効果測定を実施(7月~) し、その成果を取りまとめ。フレイルに関する調査(1~2月)や啓発を実施。
- ○本格実施に向けた環境整備
- ・各種研修会や保険者協議会等において、市町村職員や医療保険者の本事業に対する理解促進を図るとともに、オプション機能の展開に向けた個別相談会や本格実施に関する説明会を実施(5~10月)
- ・個人情報保護審議会での答申、府・市町村共同実施に関する覚書の締結等を経て、本格実施を開始 (8月~10月)
- ○健康づくり支援プラットフォームの本格実施を開始
- ・モデル実施での課題を踏まえたシステム改修(アプリ全面リニューアル)を経て、本格実施を開始(10月~)

(数値目標)

・R 元年度本格実施初年度の参加人数:府民 10 万人 (うち国民健康保険被保険者 5 万人)

- ○参加者の拡大に向けたプロモーション活動等
- ・チラシや府政だより、市町村広報紙等による PR 展開を 図るとともに、友達紹介キャンペーンや商業施設でのイベント、万博記念公園でのキックオフイベント等を実施 (4月~)
- ・民間企業との連携によるアプリの魅力向上、参加者拡大方策の推進(8月~)
- ・市町村イベント情報の提供を拡充(随時)
- ・健康コラムの配信(毎週月~金曜)
- ○収集データの活用に向け、有識者を交えた意見交換 会を開催(12月)
- ○参加人数:府民約10万2千人 (うち国民健康保険被保険者約1万2千人)

がん・肝炎対策の推進

< 今年度何をするか(取組の内容、手法・スケジュール)>

■がん検診受診率の向上

- ・市町村が実施するがん検診受診率の向上のため、市町村 への支援を行う。
- ・受診率向上に資する事業を総合的に実施し、その効果検 証を行うことにより有効な受診率向上策を検討し、マニュア ル化し、府内市町村へ好事例を展開。
- ・効果的な個別受診勧奨・再勧奨等を推進するため、検診 データの分析をもとに、市町村職員を対象とした研修や個 別支援などを実施。
- ・エビデンスに基づく啓発資材の作成等にかかる技術的支援 等を実施。
- ▶受診率向上に資するモデル事業実施市町村数:6市
- ▶全市町村を対象とした訪問支援(3年間): 今年度訪問 16市
- ▶ 啓発資材の作成等にかかる支援市町村数:8市

(スケジュール)

·H31年4月~:事業開始

◇成果指標(アウトカム) (定性的な目標)

・モデル事業の実施により得た好事例の府内市町村への展開等による大阪府全体のがん検診受診率の向上

<何をどのような状態にするか(目標)>

 $H28 \rightarrow R5$

胃がん : 33.7%→40% 大腸がん : 34.4%→40% 肺がん : 36.4%→45% 乳がん : 39.0%→45% 子宮頸がん: 38.5%→45%

<進捗状況(R2.3 月末時点)>

- ○市町村がん検診受診率の向上のため、研修会・個別 支援を実施
- ・市町村がん検診担当職員向け研修会の開催 出席者:41 市町村 93人(9月)
- ・市町村への個別支援(随時)
- ・市町村がん検診と協会けんぽ特定健診の同時実施を コーディネート (9月)
- ・民間企業との連携により子宮頸がん検診啓発チラシを作成し、市町村へ提供(1万5千部)
- ・受診率向上に資するモデル事業実施(延べ 13 市町) し、他市町村への横展開のため事例集を作成・配布 (モデル事業実施内容)
- ①母子保健事業との連携による受診勧奨 2市
- ②市教委・PTAとの連携による受診勧奨 1市
- ③大腸がん検診キット事前送付 1市
- ④大型商業施設での乳がん検診 6 市町

■重粒子線治療への支援

- ・大阪重粒子線センター(*30)でがん治療を受けようとする 府民が経済的な事情で治療を断念することなく、安心して 最先端のがん治療が受けられるよう支援する。
- ▶成人のがん患者を対象に治療費の借入金に対する利子 を助成
- ▶ 小児がん患者を対象に治療費を助成
- ▶ チラシ等を活用し、本制度の周知を実施

(スケジュール)

・H31 年4月~: 小児がん患者対象の治療費助成を開始

■肝炎ウイルス感染者の重症化予防の推進

- ・肝炎ウイルス感染者の重症化を予防するため、検査で陽性となった者に対し、受診勧奨と初回精密検査費の助成を実施(今年度より助成対象に職域の肝炎ウイルス検査陽性者を追加)。
- ・肝炎ウイルス検査の陽性者、健診実施機関、保険者等へ の制度周知を実施
- ・精密検査未受検の原因等を把握

(スケジュール)

・H31 年 4 月~:対象拡大の周知、事業実施

◇成果指標(アウトカム)

(定性的な目標)

・大阪重粒子線センターでがん治療を受ける患者の経済的 負担の軽減

◇成果指標(アウトカム)

(定性的な目標)

・肝炎ウイルス検査陽性者の精密検査受診率の向上 【参考】H29:57.8%

- ⑤検診期間を指定した受診勧奨 2市
- ⑥がん検診と特定健診の同時実施支援 3 市町
- ⑦退職後の市町村検診受診移行支援 2 市町
- ・ 市町村を対象とした訪問支援:19市
- ・ 啓発資材の作成等にかかる支援: 7市

- ○平成 30 年度から実施している「大阪府重粒子線治療 費利子補給制度」に加え、平成 31 年4月から「小児が ん患者重粒子線治療助成事業」を開始。
- ○両制度について、大阪府ホームページに掲載するととも に、がん診療拠点病院や保健所等に対してチラシの配布 をするなど府民への周知を実施。

- ○初回精密検査制度について、制度改正を契機に医療機関、健診実施機関、保険者等へ対し、チラシの配布と広報の協力要請を行い、制度の再周知を実施。
- ・申請件数 66 件 (う5職域 19 件)
- ○平成30年度の精密検査未受検者に対し、郵送又は電話にて調査を行い、未受検理由把握と受診促進を実施

【参考】H30年度精密検査受診率:56.4%

受動喫煙防止対策の推進

<今年度何をするか(取組の内容、手法・スケジュール)>

■ 改正健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例に基づ く取組の推進

- ・保健所設置市(政令市・中核市)と連携し、法及び条例の内容や飲食店に対する支援策等を広く周知・啓発するとともに、相談窓口を設置し、飲食店等規制を受ける事業者に対するサポート体制を整備。
- ・条例により新たに規制対象となる飲食店に対し、喫煙室の 整備に係る費用の一部を助成する支援制度を創設。
- ・民間事業者や市町村等と連携し、屋外の分煙施設(公衆喫煙所)の設置を促進。

(スケジュール)

[周知·啓発]

·H31 年 4 月~: 随時実施

[相談体制]

・R 元年 7 月まで:相談窓口の整備

[支援制度の創設:大阪府受動喫煙防止対策補助金]

・R 元年 7 月まで:支援制度の創設、周知 [屋外の分煙施設(公衆喫煙所)の整備]

・R 元年 6 月頃: 市町村や事業者等からなる検討会を設置・R 元年 7 月頃: 府内の公衆喫煙所整備計画を作成・R 元年 9 月頃~:モデル喫煙所の整備検討(2~3 ヵ所)

く何をどのような状態にするか(目標)>

◇成果指標(アウトカム)

(定性的な目標)

・受動喫煙防止対策に対する府民関心の向上

<進捗状況(R2.3 月末時点)>

- ○府保健所及び保健所設置市との連携強化
- ・大阪府・保健所設置市連絡調整会議を今年度6回 (通算16回) 開催し、監視指導や周知啓発方法、 既存特定飲食提供施設の届出の手法等についての 意見交換。また、府保健所とも、同様の内容について の情報共有及び協議を、会議等を通じ実施。
- ○周知・啓発の実施
- ・リーフレット 25 万部や動画を作成し、関係団体、市町村、保健所等と連携しながら周知。
- ・第一種施設に対しては、関係団体等を通じ約4万施設に対して周知。
- ・飲食店に対しては、保健所設置市との連携により府内 全ての飲食店約 10 万店へリーフレット等の資料を送 付し、周知。
- ・制度や支援策に関する説明会を保健所設置市や府 保健所と連携し、府内で21回開催(595名参加)
- ・2019 年 7 月と 2020 年 4 月からの法施行にあわせて、府政だより(9 月号、3 月号)やアスマイルを活用して周知。
- ・病院・府有施設・市町村・学校・薬局・施術所等の第 一種施設に対しては、現状把握を兼ねたアンケート調 香を実施。
- ・子どもの受動喫煙防止条例については、リーフレットを 22万部作成。市町村教育委員会を通じ府内の小学 校第3・4学年児童全員への配布をはじめ、府内民 生委員から地域住民への配布、各市町村の窓口配 架、母子保健担当課を通じた妊産婦を対象とする配 布を実施。

_

				 ○相談体制の拡充 ・喫煙室を整備する際の満たすべき技術的基準や国助成金をはじめ府補助金の申請方法など、府内飲食店等からの幅広い相談に対応するため、10月に(公財)大阪産業局に相談窓口を開設(相談件数 969件) ○飲食店に対する支援制度の構築 ・条例で規制の対象となる飲食店が喫煙室を整備する際の経費負担の軽減を図るため、府独自の補助制度を構築し、10月から運用を開始(交付申請件数 20件) ○屋外分煙所の整備 ・整備場所や仕様、関係者の役割分担、モデル整備の方針等を内容とする基本的考え方を9月に策定。 ・モデル整備第1弾として、大阪府警察本部や事業者と連携し、門真運転免許試験場隣接地に屋外分煙所を整備し、供用を開始(3月)
市町村保健事業の支援 〈今年度何をするか(取組の内容、手法・スケジュール等)〉 ■市町村における保健事業等に関する支援の強化 ・保険者努力支援制度の評価向上に向け、課題となっている特定健診、特定保健指導、がん検診等、市町村における保健事業への支援を強化する。 ・府内の特定健診や医療費の分析結果について、各保険者に提供。 ・個別支援による市町村の底上げの実施。 ・モデル事業等による好事例の創出と横展開を実施。 (スケジュール) [市町村保健事業への支援] ・市町村安援チームの設置 R元年5月〜ヒアリングを実施=各種支援事業に誘導・国保ヘルスアップ支援事業による支援 R元年6月〜:市町村地域差見える化支援ツール等の活用	\triangleright	〈何をどのような状態にするか(目標)〉 ◇成果指標(アウトカム) (定性的な目標) ・市町村における保健事業等の質の向上と保険者努力支援制度の評価向上	•	〈進捗状況(R2.3月末時点)〉 ○市町村支援チームの設置 ·全市町村に保健事業のヒアリングを実施(5月~) ○市町村保健事業推進WGの設置 ·データを活用して保健事業の企画立案・改善につなげるワークショップを開催(6月~12月) ·行動変容プログラム(禁煙支援)に係るWGを開催し、好事例の共有やプログラム内容の検討等を実施(12月~1月) ○市町村保健事業に対する国保ヘルスアップ支援事業による支援 ·6月、「ツール活用推進のためのセミナー」を開催し、121人参加。

R 元年8月~:市町村保健事業への介入支援

R 元年8月~:糖尿病性腎症重症化予防アドバイザー

事業の実施

・市町村保健事業推進WGの設置

(データを活用した保健活動活性化事業WG、行動変容プログラム実践WG)

H31年4月:市町村の募集⇒秋以降WG実施

- ・健康格差課題解決(プログラム開発)【再掲】
- ・プラットフォーム事業(モデル実施⇒本格実施)【再掲】

・市町村介入支援事業として、岸和田市、豊中市、枚 方市、河内長野市、柏原市で検討会議を開催し、市 町村保健事業への支援を開始(9月~12月)

・糖尿病性腎症重症化予防アドバイザー事業として、守口市(守口市医師会)、大東市・四條畷市(大東四條畷医師会)、松原市(松原市医師会)、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村(富田林医師会)、和泉市(和泉市医師会)を対象に、10月、全体説明会、研修会を実施(170名出席)。12月以降市町村・地区医師会・専門医との連携体制の構築に向けた地区説明会を順次開催。

医療費適正化に資する重点取組の推進

< 今年度何をするか(取組の内容、手法・スケジュール)>

■糖尿病性腎症重症化予防の取組

・市町村が実施する糖尿病性腎症重症化予防の取組を推進するため、支援策を実施する。

(スケジュール)

・糖尿病対策総合プログラムの普及 R 元年 6 月:市町村研修を実施

・糖尿病性腎症重症化予防アドバイザー事業

R元年8月~:5地域で実施

<何をどのような状態にするか(目標)>

◇成果指標(アウトカム)

(定性的な目標)

・市町村における糖尿病性腎症重症化予防事業の円滑な 実施に向けた環境整備

<進捗状況(R2.3 月末時点)>

○5 月、大阪府糖尿病対策総合プログラムを提供し、説明を行う市町村研修会を実施。(113 人参加)

○糖尿病性腎症重症化予防アドバイザー事業として、守口市(守口市医師会)、大東市・四條畷市(大東四條畷医師会)、松原市(松原市医師会)、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村(富田林医師会)、和泉市(和泉市医師会)を対象に、10月、全体説明会、研修会を実施(170名出席)。12月以降市町村・地区医師会・専門医との連携体制の構築に向けた地区説明会を順次開催【再掲】

■後発医薬品の安心使用促進

(1) 平成 30 年度事業の府内全域への展開

後発医薬品を拒否する患者への薬局薬剤師の丁寧な説明とその服薬状況の確認、お薬手帳を活用した医師・歯科医師への情報伝達の取組みを府内全域の薬局へ展開する。

- ・府薬剤師会の地域の支部ごと(55支部)に取組方法 を個別に紹介・指導
- ・後発医薬品に関する患者調査で判明した問題点や分析結果、モデル事業の取組や好事例の共有を内容とした後発医薬品研修会の開催(府主催全体研修)

(2)安心して使用できる環境づくり

- ・後発医薬品を安心して使用できる環境づくりを促進する ため、モデル地区 (2か所) において次の取組みを行 う。
- ▶ (1)の取組みに加え、患者自身の薬物治療に参画する意識を高めるため、患者が薬の使用の状況等をお薬手帳に記入するといったお薬手帳の活用拡大の取組みを行う。(1地域)
- ▶ 地域医療機関が採用している後発医薬品の品目リストを作成し、その資料を基にフォーミュラリの体制づくりの検討をすすめる。(1地域)
- ・モデル地域(門真市・泉南地域)で患者が選んだ医薬 品リストを作成し公表(見える化)

◇成果指標(アウトカム)

(定性的な目標)

後発医薬品に対する患者意識の変革の促進と後発医薬品の拒否率の低減

(参考指標:平成30年3月時点21.0%)

◇成果指標(アウトカム)

(定性的な目標)

医師会、歯科医師会、薬剤師会及び患者等との連携による、後発医薬品を安心して使用できる環境づくり

- ○府内全域の薬局へ展開するための薬局薬剤師向け研 修会を実施。
- ・府薬剤師会の地域の支部研修会及び府薬主催の在 宅医療講習会を開催し、取組方法を個別に紹介・指 導を実施。
- ・府及び大阪府薬剤師会共催で全体研修である大阪 府薬事講習会を、計2回開催。(8月、11月 参 加者合計1,012名)
- ・後発医薬品に変更した処方箋枚数 274,924 枚 (事業実施期間:6か月)
- ・切り替えた処方せん枚数における効果額 約5億 4,000万円(処方箋1枚あたりの薬価における効果 額1,963円(平成30年度モデル事業(泉南地域)))

【参考】後発医薬品の拒否率 令和元年10月時点19.4%

○後発医薬品安心使用促進のためのモデル事業を岸和 田市及び八尾市で実施。

(岸和田市)

- ・(1)の府内全薬局での取組みに加え、患者が薬の使用の状況等をお薬手帳に記入する取組みを実施。
- ・対象患者数 563 人 内、先発に戻してほしいと要望 した患者 15 人 (2.7%)。
- ・お薬手帳に患者自身が記入する欄を設けた結果、「後発医薬品に変更しても気になることはない」と多くの患者が記載し、自身が使用する薬の意識を持つことにつながったため、今後も必要性を啓発する。

(八尾市)

- ・地域医療機関が採用している後発医薬品の品目リストを作成し公表。
- ・また、市内で勤務する薬剤師を対象にフォーミュラリ研修会を実施し、意識づけを実施。

■受診行動の適正化

・保険者協議会と連携し、かかりつけ医やお薬手帳、 #8000、後発医薬品の使用、健診受診など受診行動に 関する府民リテラシーの向上に向けた啓発を実施

(スケジュール)

・受診行動適正化等に関する府民向け啓発資材の作成 R元年 12 月、医療費適正化計画推進審議会に提示 し、年度内に作成

■保険者・保険者協議会との連携

・府が、国保連合会とともに保険者協議会の事務局を担い、被用者保険等と他の保険者とも連携して医療費適正化の取組を推進する。

(スケジュール)

·R 元年 6 月頃~: 広報展開

・時期調整中:データ活用による保険者横断的な医療費 分析等の検討

◇成果指標(アウトカム)

(定性的な目標)

・各保険加入の被保険者に対する啓発を通じて、府民の 受診行動の適正化を促進。

◇成果指標(アウトカム)

(定性的な目標)

・被用者保険、国保、共済、後期高齢者保険の各保険者 と連携した医療費適正化の推進

- ・さらに、基幹病院である八尾市立病院において院内フォーミュラリ (2薬効)を作成。今後地域へ展開するための検討を行う。
- ○門真市・泉南地域で、患者が選んだ後発医薬品リストを作成。また、レセプトを基に地域(11医療圏別)に「ジェネリック医薬品等使用実績リスト」を作成。 今後、これらのリストをホームページに掲載するとともに、 医療関係に周知予定。
- ○厚生労働省、大阪府、大阪府保険者協議会、日本 ジェネリック製薬協会が共催する後発医薬品使用の啓 発に関するイベントの開催に向け、保険者協議会事務 局として、各種調整を実施。(4月~)
- ○受診行動適正化等に関する府民向け啓発資材の作成に向けた検討を実施。

- ○厚生労働省、大阪府、大阪府保険者協議会、日本 ジェネリック製薬協会が共催する後発医薬品使用の啓 発に関するイベントの開催に向け、保険者協議会事務 局として、各種調整を実施。(4月~)【再掲】
- ○7月、保健活動部会を開催し、保険者別の特定健診 受診率等の状況説明を行うとともに、11月に被用者 保険を含む府域医療保険者に対する支援として、特 定健診・特定保健指導研修会を開催。
- ○府の健康づくり・医療費適正化施策と保険者協議会の事業を一体的に推進すべく、健活おおさか推進府民会議への保険者協議会としての参画(8月)を図るとともに、保健活動部会(7月)や医療費調査部会(8月)において、アスマイルの状況説明を行い、各保険者の参画を促進。

				○データ活用による保険者横断的な医療費分析等について検討を進めるとともに、翌年度以降も継続して実施。
国民健康保険財政の安定的運用				
<今年度何をするか(取組の内容、手法・スケジュール)>		<何をどのような状態にするか(目標)>		<進捗状況(R2.3 月末時点)>
■ 府内の統一的な取組の推進 ・R 6 年の保険料率等の府内統一に向けた経過措置期間		◇成果指標(アウトカム)		
中における市町村の取組みを定めた「赤字解消・激変緩和		<u>▽ 次来指標(アクトカム)</u> (定性的な目標)		
措置計画(*31)」について、H30 年度の決算状況を踏ま		・市町村と連携し、府における国民健康保険制度を安定		 ○市町村赤字解消・激変緩和措置計画について、広域化
え、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、大阪府・市		的に運用。		調整会議等の場で見直しの方向性を確認し、市町村へ
町村国民健康保険広域化調整会議(*32)において、保				作業を依頼(7月)。
険料率の将来推計や、効率的運営体制などの対応策を				○各市町村計画の見直し変更について、市町村と協議
検討。				(9月~12月)。平成30年度決算を踏まえ、市町村
				赤字解消・激変緩和計画を策定(1月)。
【(スケジュール)】				
・R元年 11 月~12 月: H30 年度の決算状況の検証、 市町村激変緩和措置計画の				
見直しを検討				
・R2年1月~3月:市町村ヒアリグングの実施、各市町村	\triangleright		•	
計画の策定				
■保険者インセンティブの強化		A-B-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-		
・府繰入金(*33)を財源とする保険給付費等交付金		◇成果指標(アウトカム) (定性的な目標)		
(*34)の交付基準等を定め、健康づくり・医療費適正化の推進に向けた府独自の保険者インセンティブを実施。		(足住りなら伝) ・国民健康保険制度を通じて、市町村の健康づくり・医療		 ○評価指標の重点項目に対する評価等、具体的な交付
」」」に述に同りのためなるというには、		費適正化の取組促進につながる支援を強化。		基準を広域化調整会議で市町村に提示した上で(6)
(スケジュール)				月)、意見交換を行い、交付基準の最終案を市町村に
・R元年6月:評価指標の重点項目に対する評価等、具				提示(8月)。策定した交付基準に基づき、市町村ヒア
体的な交付基準案を市町村に提示				リングを実施し、交付額を決定(3月)。
・R元年10月:交付基準の最終案を市町村に提示				
・R 2年3月下旬:交付額決定				